

労働関係情報 CU掲示板 2020年11月20日

お知り合いや友人、団体、組織内での転送、回覧を、よろしくお願いします

●● ツイッターも組合活動 東京地裁判決/青年ユニオン スラップ退ける

しんぶん赤旗 11月14日

● 勤務日を休日扱いと指示 富士そば、不正指摘では正共同通信配信 11月12日

首都圏で立ち食いそばチェーン「名代(なだい)富士そば」を運営する会社の役員が、社員に対し勤務日の一部についてタイムカードを押さず、休日として申告するよう指示していたことが11月12日、分かった。(略)雇用調整助成金の不正受給につながると社員が指摘し発覚した。

親会社の「ダイタンホールディングス」(東京)は「不正な申請には至らなかったが重く受け止めている」とコメントした。同社によると、運営会社「ダイタンディッシュ」で実務を統括する役員が5月中旬、店舗を管理する複数の本社係長に対し「週2日は特別休暇に充てたいのでタイムカードを押さないで」とメールし、働いても休んだことにするよう求めた。この特別休暇は休業手当の対象となっていた。

6月初旬には、夜間に従業員2人で営業する店舗は1人を休ませ、一人勤務態勢とするよう求め「ワンオペが不安な場合は特休扱いで出勤してもらおう」とも指示した。指示を受けた社員がグループの別の役員に、雇用調整助成金の不正受給になり得ると指摘。ダイタンディッシュは6月中旬に勤務記録を修正、8月に助成金を申請した。富士そばの社員やアルバイトでつくる労働組合は「社員を休ませたことにして助成金を受け、人件費を削減しようとしたのでは」と指摘。この問題以外にも未払いの残業代があるとして、組合員2人が支払いを求める労働審判を10月30日に起こした。

● 休業手当支払い大企業に促す/厚労省が要請文 「雇調金活用で」

/2カ月より前でも特例適用で申請可 しんぶん赤旗 11月13日

● 休業手当の不払い2倍 非正規33%、正社員と格差 11月14日 共同通信 配信

新型コロナウイルス感染拡大に関連して勤務先から休業を命じられたのに、休業手当が全く支払われていない非正規労働者の割合が正社員の2倍の33・4%に上がることが11月14日、労働政策研究・研修機構の調査で分かった。(略)同機構は8月上旬、企業で働く20～64歳の人を対象に仕事への影響などを尋ねる調査をインターネットで実施。(略)休業を命じられたことがあるのは全体で64・3%の603人。非正規は68・3%、正社員は60・8%だった。休業手当が一部でも支払われた割合は合計で、正社員が85・2%だったのに対し、非正規は66・6%。一方、全く支払われていない割合は、正社員は14・8%にとどまったが非正規は30%を超えた。労働問題に詳しい梅田和尊(うめだ・かずたか)弁護士は「経営者が非正規をまともな労働者扱いしていない現実が表れているのではないか。(正社員との不合理な待遇差の解消を目指す)同一労働同一賃金の観点からも、非正規に支払われない状況は明らかにおかしい」と指摘した。企業が従業員を休ませた場合、賃金の6割以上を休業手当として支払う義務がある。しかしコロナによる経営悪化の影響で支払わない企業が続出したため、政府は中小企業の従業員を対象に、個人申請で賃金の8割を補償する休業支援金制度を創設した。

● 提言「新成長戦略」を公表／経団連

※ 柔軟・多様・流動化・投資???

経団連は11月9日、提言「新成長戦略」を公表した。同提言によると、2030年の日本が目指す未来像（Society5.0による持続可能な社会）を実現するために、「働き方の変革」の分野では、(1)時間や空間にとらわれない柔軟な働き方への転換(2)多様で複線的なキャリア形成に向けた人材流動化(3)多様な人々の活躍推進(4)「産みやすく育てやすい社会」に向けた集中投資、を提起している。

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2020/108.html>

(概要) http://www.keidanren.or.jp/policy/2020/108_gaiyo.pdf

● 正規・非正規の格差是正を4野党 法改正案を共同提出しんぶん赤旗 11月14日

● 原則禁止でも6割残業可 テレワーク、厚労省調査 共同通信配信 11月16日

厚生労働省は11月16日、テレワークを導入している企業のうち、59・1%が時間外労働を認めているとのアンケート結果を公表した。同省の指針では、長時間勤務を防ぐため深夜・休日労働と合わせて原則禁止と例示しているが、入社した人とのバランスなどの理由で多くが実施していた。

深夜労働は41・3%、休日労働は44・9%の企業がそれぞれ認めていた。同省は指針の見直し作業を進めており、例示は別の表現に改める方針。(以下略)

【資料1】テレワークにおける労務管理等に関する実態調査(速報版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000694957.pdf>

● 派遣・外注の原則禁止を定めるメキシコの動きについて。

脇田滋@元龍谷大学です。メキシコ政府が、派遣・外注の原則禁止の連邦法案を国会に上程し、早ければ来年初めには通過するというニュースがありました(11/13)。日本のマスコミでは報道されていませんが、APが配信し、Jetroもこれに関連した情報をアップしています。興味深いニュースですので、簡単なエッセイを書きました。ご笑覧下さい。 <https://hatarakikata.net/13266/>

【立ち読み 知識 ①】 ● 辞めてやる!!! 権利だあ・・・ブラック状態に耐え切れず、辞めてやる!と思ったが、就業規則に「自己退職は、3ヶ月前に通告し、承認を得ること」と。駄目かあ。 【回答】 大丈夫! 明示されたり受けている労働条件が、約束や法令に反した場合は、それを指摘して即日退職できる(労基法第15条2)のだあ。雇用保険上は特定受給資格として、職安に申し出て一週間後には失業認定が。なお、退職理由に関わらず、期間の定めのない契約なら、二週間先を指定すれば自動的に解約(民法627条)。

定めがある場合は、やむを得ない事情があれば、すぐに退職可。一年を超える契約も、雇用期間が1年、過ぎたら、申し出で、すぐに退職が可能(民法628条)。 **ご活用を!**

CU(コミュニティユニオン)東京 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10

東京労働会館1階 TEL03-3946-9277 FAX03-5395-3242

(組合費 月2000円、内1000円は労働共済費。協力組合員1000円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、当面、首都で個人加盟3千名を目標に拡大中。

中小企業家との共同・連携、市民と野党の共同も追及。詳細はCU東京のHPをどうぞ) お問い合わせ・情報のご提供をどうぞ。直接ご返信か、maezawa-dan@cutokyo.jpへ。